

2022年11月4日

お客さま各位

個人ローンにおける相続発生時の対応に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は個人ローンをお借入中のお客さまが亡くなられた場合において、相続が開始されたことをもって期限の利益喪失事由とはいたしませんので、お知らせします。

なお、ご契約済みの個人ローン商品において、亡くなられたことを理由として期限の利益損失事由とする旨がお借入れ規定等に記載されている商品についても同様の取扱い方針とします。

【対象となる個人ローン商品】

カードローン、住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、リフォームローン、フリーローン

以上